

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 鉾田市

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在、鉾田市内に所有している償却資産の状況を、市へ申告していただくことになっています。

つきましては、この『申告の手引き』をご参照の上、申告書を作成し、期限までに必ず提出（郵送可）してくださるようお願いいたします。

申告書提出期限 **令和6年1月31日（水）**

※期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので **1月22日（月）**までにご提出くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り郵送または電子申告（eLTAX）による申告にご協力をお願いいたします。

郵送で提出される方で、**申告書控用紙（受付印を押したもの）の返送が必要な場合は、申告書提出用紙と控用紙を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**同封の無い場合は返送いたしかねます。また、申告期限間近になりますと、申告書の提出が殺到しますので、返送にお時間をいただく場合があります。

申請書提出先 及び 問い合わせ先	鉾田市役所 総務部 税務課 固定資産税係 〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444-1 TEL 0291-33-2111（内線 1181、1185） 開庁時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）
------------------------	---

《 目 次 》

I 償却資産のあらまし	1
1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類と具体例	1
3 業種別の主な償却資産	2
4 申告の対象とならない資産	3
5 国税との主な違い	3
6 少額資産の取扱い	4
7 リース資産の取扱い	4
8 建物附属設備にかかる償却資産と家屋との区分	5
II 固定資産税（償却資産）の課税について	6
1 納税義務者	6
2 税 額	6
3 課税標準額及び税率	6
4 課税標準額・税額の求め方	6
5 免 税 点	7
6 過年度更正	7
7 納 期 限	8
8 課税台帳の閲覧	8
9 実地調査のお願い	8
10 課税標準の特例、非課税について	8
11 減 免	8
12 太陽光発電設備の取り扱いについて	9
13 生産性向上特別措置法による償却資産の課税標準の特例について	10～11
III 償却資産の申告について	12
1 申告していただく方	12
2 申告の方法と提出書類	12
3 電算処理により、申告される場合	13
4 電子申告について	13
5 個人番号又は法人番号の記載について	13
6 提出方法	14
7 申告に際しての注意事項	14
8 償却資産申告に関するQ & A	15～16
9 申告書の記載例	17～20

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、毎年1月1日現在に所有する土地及び家屋以外の「事業の用に供することができる資産」で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

また、次のような資産も事業の用に供することができる資産であれば申告が必要です。

- (1) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (2) 耐用年数を経過した資産(償却済みの資産)
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産
- (4) 遊休資産・未稼働資産
- (5) 赤字決算等の理由で減価償却を行っていない資産

2 償却資産の種類と具体例

次の表に示されている資産はごく一部のため、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

資産の種類		具体例
1	構築物	舗装路面、橋、ネットフェンス、駐車場(周壁がないもの)、門、塀、庭園、緑化施設、排水溝、看板、ビニールハウス、カーポート、下水道接続工事
	建物 建物附属設備	①プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 ②建築設備のうちで償却資産として扱うもの(「8 建物附属設備にかかる償却資産と家屋との区分」P.5 参照) ③テナント(賃借人)の方が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、テナントの方に所有権が留保されているもの
2	機械及び装置	金属・印刷等の製造加工機械、土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー)・工作機械・木工機械等の各種産業機械、機械式駐車設備、耕運機などの農機具(車両を除く)、太陽光発電設備
3	船舶	モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船、漁船、作業船、一般船舶
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999」のもの)、その他運搬車 ※ 自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、ファクシミリ、陳列ケース、パソコン、LAN 配線、ロッカー、金庫、コピー機、医療機器、理・美容機器、各種工具、その他営業用備品

3 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産を例示しますと、次のようになります。

業種	具体例
共通	看板、エアコン、パソコン、LAN 設備、応接セット、福利厚生施設(寮、娯楽施設等)の構築物・器具備品、内装・内部造作(テナントの場合)等
不動産貸付業	駐車場舗装、浄化槽、緑化施設、擁壁、フェンス、自転車置場、屋外給排水・電気設備、エレベーター用受変電設備(キュービクル)、地ならし等の土地の造成又は改良のために要した費用(税務会計上構築物としているもの)、下水道接続工事等
農業	農業用建物(ビニールハウス、倉庫、温室、堆肥舎等で土地に定着しておらず建物として評価されていないもの)、各種農機具(管理機、耕運機、乾燥機、脱穀機、糶摺り機等、ただし軽自動車税の課税客体は除く)、畦、かん水設備等
漁業	漁船、船外機、GPS、魚群探知機、巻き上げ機、漁網、いけす等
建設業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等)、コンクリートカッター、破碎機、ミキサー、測量機器、発電機等
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、特定の生産・業務用設備のための電気・ガス・空調設備等
小売業	冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機、陳列ケース、陳列棚、陳列台、日よけ等
飲食業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、放送設備、カラオケセット、テレビ、レジスター、テーブル、イス、日よけ等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備等
医業・歯業	各種医療機器(X線装置、CT装置、MRI装置、心電計、血圧計、医療用ベッド、手術台、分娩台、歯科診療ユニット等)、キャビネット、厨房設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌機、パーマ器、ドライヤー、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ビニール包装設備、ボイラー、スリーブ等
ガソリン販売業	ガソリン計量機、独立キャノピー、地下タンク、洗車機、カーワッシャー等
自動車整備業	プレス、オートリフト、オイルチェンジャー、コンプレッサー、ジャッキ、チェンブロック、測定・検査工具、ホーニング、溶接機等
宿泊業	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫等
ゴルフ練習場	ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、照明設備等
精米業	精米機、調質装置、混米機等

※ 事業者が個人でも申告対象となります。

4 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 生物(観賞用・興行用生物を除く)
- (3) 無形減価償却資産(商標権、営業権、ソフトウェア等)
- (4) 耐用年数が1年に満たないもの(使用可能期間が1年未満のもの)
- (5) 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- (6) 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- (7) 美術品等で取得価額が1点 100 万円以上であるもの(ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く)

5 国税との主な違い

項目	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法のみ ※減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制 (建物については定額法) ※平成28年4月1日以降取得の建物付属設備・構築物は定額法のみ
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳(注1)	認められません (圧縮前の取得価額で申告)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却(注2)	認められます	認められます(所得税法・法人税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費 (資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
中小企業等の少額償却 資産の取得価額の損金 算入の特例	認められません	認められます

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金で取得した資産等で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 増加償却又は陳腐化資産の一時償却所得税法若しくは法人税法の規定による増加償却又は陳腐化償却の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行います。

なお、増加償却の場合は税務署長への届出書の写しを、陳腐化償却の一時償却の場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

6 少額資産の取扱い

償却資産において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの又は取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年で一括償却したものと及びリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告の対象となります。取得価額が同じでも、償却資産の申告が必要かどうかについては、償却方法の選択によって異なります。

下の表で○のついた資産は、申告が必要となりますのでご注意ください。

償却方法	取得価額			
	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却資産	○	○	○	○
中小企業の償却資産特例 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 旧租税特別措置法第 67 条の 8 ほか	○ (注 1)	○	○	
一時損金算入 法人税法施行令第 133 条 所得税法施行令第 138 条	×			
3 年一括償却 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項 所得税法施行令第 139 条第 1 項	×	×		
リース資産(ファイナンス・リース) 法人税法第 64 条の 2 第 1 項 所得税法第 67 条の 2 第 1 項	×	×	○	○

(注 1) 中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

7 リース資産の取扱い

原則として、リース会社等(貸主)が納税義務者となりますが、契約の内容によっては異なる場合がありますのでご注意ください。

リース契約内容	申告する人
通常の賃貸借契約によるリース (所有権移転外ファイナンスリース等)	貸主
売買にあたるようなリース (所有権留保付売買として扱うリース等)	借主

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税(償却資産)においては、従前のおり所有者であるリース会社等(貸主)が申告する必要があります。

※ 所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは申告対象になりません。

8 建物附属設備にかかる償却資産と家屋との区分

家屋には、電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取扱いますので漏れなく申告してください。

家屋として取り扱うもの

- ・ 家屋の所有者が所有する建築設備で、「家屋と構造上一体」となり「その家屋の効用を高めるもの」

償却資産として取り扱うもの

- ・ 構造的に家屋と一体でないもの(屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等)
- ・ 独立した機械・装置としての性格が強いもの(受変電設備、電話交換機等)
- ・ 工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの(電気設備、ガス設備等)
- ・ サービス設備としての性格が強いもの(ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等)

<家屋と償却資産の区分>

- ・ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。
- ・ 「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」いることに特に留意を要します。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線等
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	中央監視制御装置	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備(エアコン)	ルームエアコンのように取り外しが可能なもの	家屋と一体となっているエアコン
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの

※ テナントビルに入居している事業者(賃借人)の方が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、賃借人に所有権が留保されているものは、賃借人が償却資産として申告してください。

II 固定資産税(償却資産)の課税について

1 納税義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者(償却資産を賃貸している場合も含む)です。

2 税額

課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	税率 1.4 / 100	=	税額 (100円未満切捨て)
------------------------	---	-----------------	---	-------------------

※ 課税標準額が150万円未満の場合は、課税されませんが、申告は必要となります。

3 課税標準額及び税率

課税標準額は、令和6年1月1日現在の評価額の合計で、税率は1.4 / 100です。

4 課税標準額・税額の求め方

資産の取得年	評価額
前年中に取得した資産	$\frac{\text{取得価額} \times (1 - r \times \frac{1}{2})}{\text{小数点第3位未満切捨て}}$
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - r)

※ r ……耐用年数に応じた減価率(下表)

- ・ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・ 評価額の最低限度は、取得価額の5 / 100です。

減価残存率表 …… 固定資産評価基準 別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 抜粋

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r
—	—	—	—	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※ 「固定資産評価基準」とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 1、2 及び 5、6 が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- ① 中古見積耐用年数・・・同省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- ② 短縮耐用年数・・・法人税法施行令第57条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

《令和 6 年度税額算出計算例(概算)》 ※下線部分の端数処理は、小数点以下第 4 位を四捨五入。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和 6 年度評価額
舗装路面 (コンクリート敷)	R5 年 9 月	3,700,000 円	15 年	0.142	$3,700,000 \text{ 円} \times (1 - \underline{0.142} \times 1/2)$ $= 3,700,000 \text{ 円} \times 0.929$ $= 3,437,300 \text{ 円 (令和 6 年度評価額)}$
ルームエアコン	R4 年 2 月	700,000 円	6 年	0.319	$700,000 \text{ 円} \times (1 - \underline{0.319} \times 1/2)$ $= 700,000 \text{ 円} \times 0.840$ $= 588,000 \text{ 円 (令和 5 年度評価額)}$ $588,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319)$ $= 588,000 \text{ 円} \times 0.681$ $= 400,428 \text{ 円 (令和 6 年度評価額)}$

評価額の合計 = 3,437,300 円 + 400,428 円 = 3,837,728 円
 = 決定価格の合計 = 課税標準額 (課税標準の特例を受ける資産がない場合)

1,000 円未満を切り捨てます。 3,837,728 円 ⇒ 3,837,000 円 (課税標準額)

税率をかけます。 3,837,000 円 × 0.014 = 53,718 円

100 円未満を切り捨てます。 53,718 円 ⇒ 53,700 円 (税額)

5 免税点

銚田市内に同一人物が所有する償却資産の課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。

6 過年度更正

今回の申告で、令和 5 年 1 月 1 日以前に取得又は除却していた、もしくは、訂正がある場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。

7 納期限

1 期(全期)	令和 6 年 5 月 31 日(金)
2 期	令和 6 年 7 月 31 日(水)
3 期	令和 6 年 12 月 25 日(水)
4 期	令和 7 年 2 月 28 日(金)

8 課税台帳の閲覧

これまで申告された資産の一覧や、課税標準額、税額などを記した課税台帳の新年度分は、令和 6 年 4 月 1 日(月)からの予定で、鉾田市役所税務課において、関係者に対して閲覧に供します。(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

閲覧の際には、納税通知書や運転免許証など、本人確認ができるもの(代理の方の場合は委任状)をお持ちください。

9 実地調査協力をお願い

お持ちの資産を確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて、順次実地調査を行います。資料の提出や訪問調査をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。上記の調査により更正が必要となった場合、資産の取得時期に応じて、現年度分を含め 5 年度分遡及して税額の再計算を行います。

10 課税標準の特例、非課税について

地方税法や同法附則で規定する一定の要件に該当するものは、非課税や課税標準の特例が適用されません。該当すると思われる資産がありましたら、償却資産申告書(表紙)の備考欄及び種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に、『特例該当(適用条項)』又は『非課税該当』と記入してください。

(1) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条及び旧第 64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書」をご請求の上、必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 非課税

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税規定の適用申請書」をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

11 減免

災害その他の事故により著しく損傷した資産等、鉾田市税条例で定める要件を備えた資産は、申請により固定資産税が減免となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

12 太陽光発電設備の取り扱いについて

太陽光発電設備を遊休地や事業用家屋の屋根等に設置した場合、または、住宅用家屋であっても 10kW 以上の発電設備等は、事業用資産として固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、償却資産の申告が必要となります。

ただし、家屋として固定資産税の課税対象となっている建材型ソーラーパネルについては、申告の必要はありません。

また、一定の要件を満たす設備には、以下のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

(1) 設置者及び発電規模別課税区分

設置者	10kW 以上の発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW 未満の発電設備 (余剰売電)	自家消費型※
個人(住宅用)	事業用資産となるため、 <u>課税の対象となり、申告が必要</u> です。	事業用資産とはなりませんので、 <u>課税対象にはなりません</u> 。	
個人(事業用)	個人であっても事業用資産である場合は、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要</u> です。		
法人	事業用資産となるため、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要</u> です。		

(2) 太陽光発電設備の課税標準の特例について

資産区分	取得期間	発電出力	特例内容	添付書類
再生可能エネルギー発電設備 (自家消費型※太陽光発電設備に限る)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1,000kW 未満	2/3 (3年間)	『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』の写し
		1,000kW 以上	3/4 (3年間)	

※ 一般的に産業建物などに設置するものであり、固定価格買取制度認定を受けず、また電力会社などに売電せず、自己もしくは賃貸の工場や店舗などの電気料金などを直接消費(削減)するための設備

(3) 提出書類

課税標準の特例の適用にあたっては、償却資産申告書及び種類別明細書とともに以下の書類を提出してください。

- ① 固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る届出書
- ② 再生可能エネルギー発電設備認定通知書、又は再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

13 生産性向上特別措置法による償却資産の課税標準の特例について

生産性向上特別措置法に基づき、中小事業者等(資本金1億円以下など)が、市の「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した新規の機械及び装置等について、一定の要件を満たす設備には、下記のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

(1) 特例措置の対象となる中小企業者等

租税特別措置法に規定する中小企業者及び中小事業者をいいます。

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(2) 対象設備の要件

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

【償却資産】

- ・要件①：生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するもの
- ・要件②：生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ・要件③：中古資産でないこと

【事業用家屋】

- ・要件①：新築の家屋であること
- ・要件②：家屋の内外に生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置されること
- ・要件③：設置させる先端設備の取得価額が300万円以上であること

<対象設備>

資産の種類	取得価額	販売開始時期	取得時期
機会及び装置	160万円以上	10年以内	平成30年6月6日から 令和5年3月31日まで
測定・検査工具	30万円以上	5年以内	
器具・備品	30万円以上	6年以内	
建物付属設備(償却資産として課税されるものに限る)	60万円以上	14年以内	令和2年4月30日から 令和5年3月31日まで
構築物	120万円以上	14年以内	
事業用家屋	120万円以上	-	

(3) 軽減措置内容

該当償却資産について、最初の3年間、固定資産税の課税標準額がゼロに軽減されます。

(4) 提出書類

課税標準の特例の適用にあたっては、償却資産申告書及び種類別明細書とともに以下の書類を提出してください。

- ① 固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書
- ② 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ③ 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④ 工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写し
(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書)

《リース資産で、リース会社が申告を行う場合に必要な追加書類》

- ⑤ リース契約書の写し
- ⑥ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

■生産性向上特別措置法による支援の詳細については、中小企業庁ホームページでご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)

■先端設備等導入計画については、銚田市商工観光課が窓口になります。

(<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page001502.html>)

〈令和6年度の主な変更事項〉

令和5年4月1日以降に導入する設備について、先端設備等認定設備に対する課税標準の特例(地方税法附則第15条第45項)が新設されました。

「生産性向上特別措置法」に基づき、市から「先端設備導入計画」の認定を受けて取得した資産で、下記の要件を満たすものは、課税標準の特例が適用されます。

(1) 特例措置の対象となる中小企業者等

租税特別措置法に規定する中小企業者及び中小事業者をいいます。

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(2) 対象となる資産

以下の要件を満たすものが対象となります。

- 要件① 年平均の投資利益率が5%以上とすることが見込まれる、投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- 要件② 生産、販売活動等に直接使用する資産であること
- 要件③ 中古資産でないこと

〈対象設備〉

資産の種類	取得価額	取得時期
機会及び装置	160万円以上	令和5年4月1日から 令和7年7月31日まで
測定・検査工具	30万円以上	
器具・備品	30万円以上	
建物付属設備(償却資産として課税されるものに限る)	60万円以上	

※ファイナンシャル・リースは対象となりますが、オペレーティング・リースは対象外です。

(3) 課税標準の特例

対象資産を取得した翌年度から下表のとおり課税標準の特例が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無し	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	3年間	1/2 (1/2 軽減)
有り	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	5年間	1/3 (2/3 軽減)
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	4年間	1/3 (2/3 軽減)

(4) 提出書類

課税標準の特例の適用にあたっては、償却資産申告書及び種類別明細書とともに以下の書類を提出してください。

- ② 固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書
- ② 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ③ 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④ 認定経営革新等支援機関(商工会等)による投資計画に関する事前確認書の写し

《賃上げ方針を表明する場合に必要な追加書類》

- ・ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写し)

《リース契約で設備を取得した場合に必要な追加書類》

- ・ リース事業協会が確認した軽減額計算書、リース契約書の写し

Ⅲ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、不動産業等のすべての事業）の用に供することができる償却資産を銚田市内に所有している方、又は、これらの資産を銚田市内で他に貸し付けている方です。

なお、申告済の資産に増減がない方も、申告書は必ず提出してください。

2 申告の方法と提出書類

- はじめて申告される方 … 全ての償却資産を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・ 全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○		所有者コードを記入してください
新たに事業を開始された方	○	○		所有者コードを記入してください
該当する資産がない方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「3. 該当資産なし」に○を付けてください

- 前年度以前に申告された方 … 資産の増減を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・ 全資産用	減少資産用	
増加した資産があった方	○	○		所有者コードを記入してください
減少した資産があった方	○		○	所有者コード及び抹消コードを記入してください
資産の増減がなかった方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「2. 資産増減なし」に○を付けてください
該当する資産がない方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「3. 該当資産なし」に○を付けてください
廃業・解散・廃止等された方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「4. 廃業・解散・転出・移転等」に○を付けて、異動年月日を記入してください

※ 法人にあっては特に決算期以降の増加・減少資産について、漏れのないようご注意ください。

3 電算処理により、申告される場合

毎年度、全資産申告の形式が必要です

4 電子申告について

電子申告される場合、eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)により、電子証明書等の取得、利用の届出などの手続きを行った上でご申告ください。

なお、eLTAX による電子納税は利用できません。

※ eLTAX を利用して全資産申告をした場合、内容確認のため、後日、増加資産又は減少資産種類別明細書の提出をお願いすることがあります。お手数をおかけしますが、御協力ください。

※ 技術的なお問い合わせは、地方税共同機構へお願いします。

電話 0570-081459 (左記でつながらない場合は 03-5521-0019)

5 個人番号又は法人番号の記載について

マイナンバー制度の開始に伴い、提出する償却資産申告書へ個人番号又は法人番号の記載が必要となりましたので、ご協力をお願いいたします。個人番号が記載された申告書をご提出いただく際は、番号法に定める本人確認(番号確認と身元確認)を行いますので、以下の確認資料をご用意ください。郵送で提出される場合又はご本人以外の方が提出される場合は、確認書類の写しを添付してください。

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、個人番号記載の申告書について、確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、個人番号の記載がないものとして受理いたしますので、ご了承ください。

なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書を提出いただく際も本人確認資料の添付は不要です。

《本人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード(通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票と一致しているものに限り)等	・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 等

《本人の代理人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	代理権確認資料	代理人の身元確認資料	本人の番号確認資料
窓口・郵送	・委任状 ・戸籍謄本(法定代理人の場合)等	・代理人のマイナンバーカード(表面) ・代理人の運転免許証 等	・本人のマイナンバーカード(裏面) ・本人の通知カード(通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票と一致しているものに限り)等

6 提出方法

銚田市税務課固定資産税係へ持参されるか、郵送してください。(eLTAX による電子申告を除く)

郵送による申告で、受付印のある申告書控用紙が必要な場合は、申告書提出用紙と控用紙を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封の無い場合は返送いたしかねます。

また、申告期限間近になりますと、申告書の提出が殺到しますので、返送にお時間をいただく場合があります。

7 申告に際しての注意事項

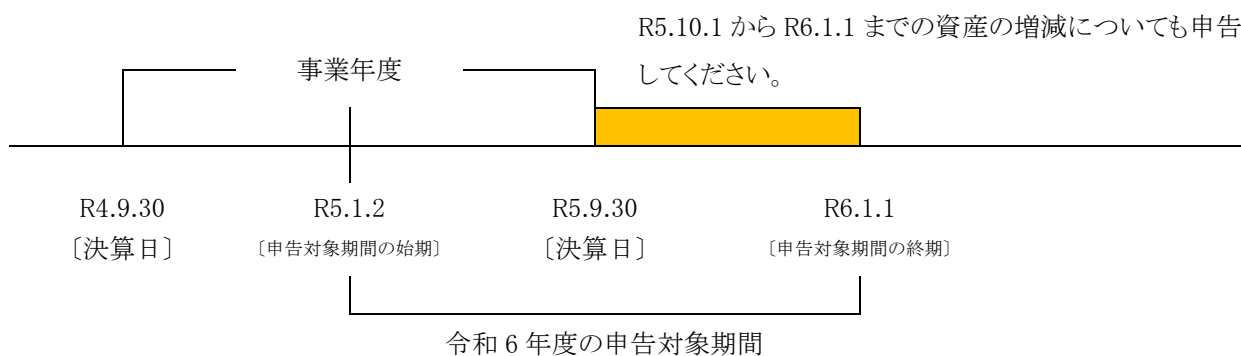
(1) 次の点に特に注意してください。

- ① 本年度の課税標準額が免税点未満になると判断される場合でも、申告してください。
- ② 法人成り・解散・事業所閉鎖等の場合は、その旨と異動年月を記入してください。
- ③ 私製様式での申告により、耐用年数等の訂正をされる場合は、訂正箇所を明記してください。
- ④ 改良費は本体部に加算せず、別個の資産として申告(耐用年数は本体部に同じ)してください。
- ⑤ 消費税の取扱いについて、税込処理の場合は税込価格を、税抜処理の場合は税抜価格を、それぞれ取得価額としてください。
- ⑥ 補助金等の交付を受けて取得し、圧縮記帳している資産については、本来の価格(圧縮しない額)で申告してください。

(2) 固定資産税の賦課期日(1月1日)と事業年度との関係

決算日から賦課期日までの資産の増減についても、申告漏れのないように注意してください。

〈例〉



(3) 申告義務違反に対する措置

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金が徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(4) その他

用紙の不足分については、銚田市税務課固定資産税係に請求してください。

また、銚田市ホームページからダウンロードすることができます。(裏表紙参照)

8 償却資産申告に関するQ&A

Q 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A 償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第 383 条の規定により、所有者は毎年 1 月 1 日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。

Q 毎年、税務署へ確定申告していますが、市役所に申告しないといけないですか？

A 申告が必要となります。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税(償却資産)に関するものです。

Q 資産の内容に変更がなくても申告しないといけないのですか？

A 申告してください。償却資産申告書の右下の備考欄の「2 資産増減なし」の番号を○で囲んでください。

Q 耐用年数を経過し、残存簿価1円まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 法人税法又は所得税法上、減価償却が終わり残存簿価だけが計上されている資産についても、本来減価償却できる資産に変わりなく、その資産が事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度額は、取得価額の 5%に相当する額です。

Q 近年業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないこととしました。このような減価償却を行っていない資産に対しても固定資産税は課されますか？

A 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、固定資産税の課税客体となります。

Q アパートを経営しています。償却資産申告の必要がありますか？

A 申告の必要があります。

アパートの外構工事や外周フェンス、駐車場のアスファルト舗装、屋外給排水設備等は償却資産の対象となります。

Q 店舗を借りて事業をしていますが、内装は誰が申告するのですか？

A テナント等が取り付けした内部造作等は、テナント側が償却資産の申告をしてください。

Q 事業を廃業しました。償却資産の申告は必要ですか。

A 申告書で廃業された旨を申告してください。

Q フォークリフトを購入しました。償却資産として申告する必要がありますか？

A 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち大型特殊自動車については、償却資産の課税対象になります。自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自動車・軽自動車・小型特殊自動車については償却資産の課税対象にはなりません。

Q リース資産は、申告対象になりますか？

A 基本的にリース会社に申告していただきます。

ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

Q 太陽光発電設備を設置しましたが、償却資産を申告する必要がありますか？

A 遊休地や屋根の上などに設置し、事業用資産に該当する場合、償却資産の申告対象になります。

ただし、発電出力10kW未満の太陽光発電設備を個人が住居用の屋根の上などに設置し、発電された電気を自分の住まいの電気に充て、残った電気を電力会社に売却する場合は、事業用資産に該当しないため、申告は不要です。また、太陽光パネルを家屋に一体の建材(屋根材)として設置されている場合、家屋の評価対象になるため、申告は不要です。申告の対象となる方は、9頁「12 太陽光発電設備の取り扱いについて」もご覧ください。

Q 先端設備等導入計画の認定前に取得した設備は、特例措置を受けることができますか。

A 本特例措置の対象設備は、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。計画の認定前に取得した設備は特例措置を受けることができません。

Q 年の途中で閉店等した場合、償却資産の固定資産税はどうなりますか。

A 固定資産税は、土地・家屋と同様に償却資産についても毎年1月1日現在(賦課期日)所有している方に課税されます。このため、年の途中で閉店等したとしてもその年の固定資産税の納付をお願いします。

Q 中古資産を取得した場合、申告時の耐用年数はどのようにしたらよいですか。

A 耐用年数は、原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積り、これを耐用年数とすることができるため、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。なお、見積りが困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

(イ) 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

$$\text{残存耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

(ロ) 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

$$\text{残存耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

※ 1年未満の端数があるときは切り捨て、2年に満たないときは2年にします。

市税の納付には便利な口座振替を

市税を指定口座から自動的に振り替えて納めることができます。

【取扱金融機関】 常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、ほこた農業協同組合、茨城旭村農業協同組合、ゆうちょ銀行 の各本店・支店

【申込手続き】 預金通帳及び通帳印をご持参の上、専用の申込用紙でお申し込みください。

※ 申込用紙は、鉾田市内金融機関に備え付けてあります。鉾田市外の金融機関でお手続きいただく場合は、事前に市役所収納課まで申込用紙をご請求ください。

令和6年1月12日 令和6年度 所有者コード

受付印

住所 1 住 所 (ふりがな) 造谷605-3 銚田市銚田1444-1

2 氏 名 (ふりがな) 銚田市 株式会社 代表取締役 銚田 太郎

3 業 種 (業種コード) 建設機械製造業

4 事業開始 (資本金等の額) 平成 24 年 5 月

5 事業開始 (資本金等の額) 100 百万円

6 この申告に 承認する者 の氏及び 氏名 經理課 銚田 花子 (電話 0291-33-2111)

7 氏名 銚田 次郎 (電話 0291-33-2111)

8 短縮耐用年数の承認 有・無 (無)

9 増加償却の届出 有・無 (無)

10 非課税該当資産 有・無 (無)

11 課税標準の特例 有・無 (有)

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法 (定額法)

14 青色申告 有・無 (有)

15 市(区)町村内 1 銚田市銚田1444-1

2 銚田市造谷605-3

3 貸 借 場所を記入

16 借 用 資 産 (有・無) 該当を○で囲む

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考 (添付書類等)

該当する番号に○印をつけてください。

1 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし

4. 廃業・解散・転出・移転等 (年 月 日)

5. 住所・名称変更等 (旧:)

※次回から申告書送付不要の場合は「申告書不要」と記入してください。

取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)
	千円	千円	千円	千円
1 構築物	1,000,000		2,000,000	3,000,000
2 機械及び装置	20,000,000		12,950,000	30,820,000
3 船舶				
4 航空機				
5 運搬及び搬送用具	1,230,000		500,000	730,000
6 工具、器具及び備品				
7 合計	22,230,000	2,630,000	14,950,000	34,550,000

評価額 (ホ) ※ 課税標準額 (ト)

資産の種類	千円	千円	千円	千円
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 運搬及び搬送用具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

基本的に記入不要。 ※電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。

種類別明細 (増加資産・全資産用)

忘れずに記載してください。

記載不要

資産の種類 行番号	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額 (円)	耐用年数	減価残存率 (%)	価額 (円)	課税標準額 (円)	課税標準の特例 率	コード	増加事由	摘要
				年号	年月									
01		駐車場舗装路面	1	R	5 3	1,800,000	10	0.0					1-2 3-4	
02		スポット溶接機	1	R	5 3	450,000	12	0.0					1-2 3-4	
03		ビニール温室	1	R	5 7	200,000	10	0.0					1-2 3-4	
04		太陽光発電設備	1	R	5 1	12,500,000	17	0.0					1-2 3-4	
05							0.0	0.0					1-2 3-4	特別該当 旧附則第64条
06							0.0	0.0					1-2 3-4	増加事由の該当を○で 囲み、「3.移動による受 入れ」及び「4.その他」 の場合、摘要に事由を 記載してください。
07							0.0	0.0					1-2 3-4	1.新品取得 2.中古取得 3.移動による受入れ 4.その他
08							0.0	0.0					1-2 3-4	
09							0.0	0.0					1-2 3-4	
10							0.0	0.0					1-2 3-4	
11							0.0	0.0					1-2 3-4	
12							0.0	0.0					1-2 3-4	
13							0.0	0.0					1-2 3-4	〇〇市より移動
14							0.0	0.0					1-2 3-4	
15							0.0	0.0					1-2 3-4	
16							0.0	0.0					1-2 3-4	申告もれ
17							0.0	0.0					1-2 3-4	
18							0.0	0.0					1-2 3-4	特別該当 附則第15条45項
19							0.0	0.0					1-2 3-4	非課税該当
20							0.0	0.0					1-2 3-4	
小計						4			14,950,000					

取得価額については、償却資産
を取得するために支払った金額
(購入手数料、運搬費、関税、
保険料等を含む。)を記載して
ください。

消費税は、税込経理方式を選
択の場合、消費税を含んだ金額
を記載してください。

※圧縮気は、地方税では認
められておりませんので、圧縮前
の取得価額を記載してください。

基本的に記入不要。
※電算処理により全
資産申告を行う場合
は、記載してください。

率については、2/3、
5/6等で記載願います。

- 1.構築物
- 2.機械及び装置
- 3.船舶
- 4.航空
- 5.車両及び運搬具
- 6.工具、器具及び備品

増加事由欄が3 (移動による受入れ) に該
当する場合、摘要欄に移動前の所在地を記
載してください。

増加事由欄が4 (その他) に該当する場合、
摘要欄に「申告もれ」等の事由を記載してくだ
さい。

課税標準の特例、非課税、減免に該当する
資産の適用条項等を記載してください。

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細 (減少資産用)

資産の種類 行番号	抹消コード	資産の名称	数量	取得年月		取得価額 千円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘要			
				年	月				1 売却	2 滅失	3 移動		4 その他		
01	2 1234	研磨機	1	S	63 5	1,500,000	12		1	2	3	4	1	2	忘れずに記載してください。
02	2 1357	スポット溶接機	1	H	10 6	400,000	12		1	2	3	4	1	2	
03	2 2468	タイムレコーダー	1	H	22 7	230,000	5		1	2	3	4	1	2	
04	6 5678	コピー機	1	H	23 8	500,000	5		1	2	3	4	1	2	令和5年7月滅失 当初取得価額1,600,000円(数量3)のうち、 500,000円(数量1)分が減少
05									1	2	3	4	1	2	
06									1	2	3	4	1	2	
07									2	2					減少理由及び区分について 該当を○で囲んでください。
08									1	2	3	4	1	2	前年除却や、一部除却など、特記事項が あれば記載してください。 減少の区分が2 一部に該当する場合には、 次の例のように記載してください。 <例> 当初取得価額1,600,000円(数量2)の うち、500,000円(数量1)分が減少
09									1	2	3	4	1	2	
10									1	2	3	4	1	2	
11									1	2	3	4	1	2	
12									1	2	3	4	1	2	
13									1	2	3	4	1	2	
14									1	2	3	4	1	2	
15									1	2	3	4	1	2	
16									1	2	3	4	1	2	
17									1	2	3	4	1	2	
18									1	2	3	4	1	2	
19									1	2	3	4	1	2	
20									1	2	3	4	1	2	
小計						2,630,000			4						

所有者名
銚田市 株式会社

所有者コード

記載不要

1.構築物
2.機械及び
装置
3.船舶
4.航空
5.車両及び
運搬具
6.工具、器具
及び備品

固定資産税（償却資産）課税標準の特例に係る届出書

令和6年1月12日

記載例

銚田市長 あて

- 資産の種類番号を記載
例)
- 1 ← 構築物
 - 2 ← 機械及び装置
 - 3 ← 船舶
 - 4 ← 航空機
 - 5 ← 車両及び運搬具
 - 6 ← 工具、器具及び備品

(申告者)

〒 311-1592 茨城県銚田市銚田1444-1	住所
銚田株式会社 代表取締役 銚田 太郎	氏名
0291 - 33 - 2111	電話

H. 平成
R. 令和

地方税法第349条の3第 項、地方税法附則第64条第 項の規定の適用を受ける償却資産について、次のとおり別紙書類を添付して届け出ます。

種類	資産の名称等	取得年月日		取得価額	耐用年数	根拠条文					備考	
		年号	年月			項	条第	項	条第	項		条第
1	2 太陽光発電設備	R	5 2	12 000 000	17	地方税法第349条の3第	項	地方税法附則第	旧64	条第	項	
2						地方税法第349条の3第	項	地方税法附則第		条第	項	
3						地方税法第349条の3第	項	地方税法附則第		条第	項	
4						地方税法第349条の3第	項	地方税法附則第		条第	項	
5						地方税法第349条の3第	項	地方税法附則第		条第	項	

※「〇〇設備一式」などのように、特例対象資産と特例対象外資産をまとめて記載せず、それぞれ区分して記載してください。

※この届出書とともに、通知書や認定書など特例対象資産だと判断できる書類の写しを添付してください。

償却資産申告書・種類別明細書の様式が
鉾田市ホームページからダウンロードできます。

鉾田市ホームページ「償却資産申告のお知らせ」に「償却資産申告書」「種類別明細書」（PDF形式・エクセル形式）等を掲載していますので、必要な方はダウンロードして下さるようお願いいたします。

ホームページに掲載されている様式で申告される方で控が必要な場合は、2枚印刷していただくか、コピーをお取りくださるようお願いいたします。

鉾田市ホームページ「償却資産申告のお知らせ」

<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page000433.html>

ホーム > くらし・手続き・環境 > 税金 > 固定資産税 > 償却資産申告のお知らせ

チェックシート

提出前の確認にご活用ください。

	項目	チェック欄
1	住所・氏名・電話番号は記載されていますか？	
2	個人番号、又は法人番号の記載はありますか？	
3	『種類別明細書（増加・全資産用）』の資産種類・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載漏れはありませんか？	
4	『種類別明細書（減少資産用）』の資産種類・資産コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分に記載漏れはありませんか？	
5	摘要欄に修正内容等の記載はありますか？	
6	電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？	
7	控えのご返送を希望される場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？	

申告書を郵送される場合の宛先として、ご利用ください。

〒311-1592

茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市役所総務部

税務課固定資産税係 行

（償却資産申告書在中）